



# 宮 崎 県 公 報

平成30年9月3日(月曜日) 第 3026 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 告 示

- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定の辞退……………(障がい福祉課) 1
- 民有林の保安林の指定……………(自然環境課) 1
- 保安林の指定予定の通知……………( “ ) 1

### 公 告

頁

- 保安林の皆伐面積の限度……………(自然環境課) 1
- 技能検定(後期)の実施……………(雇用労働政策課) 2
- 技能検定(随時実施2級)の実施……………( “ ) 4
- 県営土地改良事業計画の変更……………(農村整備課) 5
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………( “ ) 5
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 5

### 公安委員会公告

- 警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 7

## 告 示

### 宮崎県告示第 710号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第65条の規定により、精神通院医療を行う次の指定自立支援医療機関は、その指定を辞退した。

平成30年9月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	所在地	担当する医療の種類	変 更 年月日
訪問看護ステーションひかり	えびの市	えびの市大字原田2200番地9	訪問看護	平成30年9月10日

### 宮崎県告示第 711号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成30年9月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字片桐 994-4、994-8、994-35、1001-1、1001-3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 712号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年9月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字上米良字二畝之谷 422-46
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字二畝之谷 422-46(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
    - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

保安林の平成30年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第 249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

平成30年9月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川水かん	水源かん養保安林	567.46
北川土流	土砂流出防備保安林	84.27
北川干害	干害防備保安林	1.56
五ヶ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,068.25
五ヶ瀬川土流	土砂流出防備保安林	96.80
五ヶ瀬川干害	干害防備保安林	14.34
五ヶ瀬川保健	保健保安林	5.62
五十鈴川水かん	水源かん養保安林	929.43
五十鈴川土流	土砂流出防備保安林	14.38
五十鈴川干害	干害防備保安林	22.30
五十鈴川保健	保健保安林	0.22
耳川水かん	水源かん養保安林	1,795.11
耳川土流	土砂流出防備保安林	110.46
小丸川上流水かん	水源かん養保安林	270.12
小丸川上流土流	土砂流出防備保安林	19.62
一ッ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,491.33
一ッ瀬川土流	土砂流出防備保安林	122.89
一ッ瀬川干害	干害防備保安林	1.17
一ッ瀬川保健	保健保安林	3.59
小丸川下流水かん	水源かん養保安林	675.64
小丸川下流土流	土砂流出防備保安林	26.06
小丸川下流干害	干害防備保安林	2.66
小丸川下流保健	保健保安林	6.74
川内川上流水かん	水源かん養保安林	687.02
川内川上流土流	土砂流出防備保安林	65.32
川内川上流防風	防風保安林	0.46
川内川上流干害	干害防備保安林	23.08
大淀川本流水かん	水源かん養保安林	1,211.37
大淀川本流土流	土砂流出防備保安林	252.17
大淀川本流土崩	土砂崩壊防備保安林	0.04
大淀川本流防風	防風保安林	0.52
大淀川本流干害	干害防備保安林	15.15
大淀川本流保健	保健保安林	5.44
本庄川水かん	水源かん養保安林	1,499.04
本庄川土流	土砂流出防備保安林	11.74
本庄川防風	防風保安林	0.12
本庄川干害	干害防備保安林	2.74
本庄川保健	保健保安林	7.33
大淀川中流水かん	水源かん養保安林	1,120.19
大淀川中流土流	土砂流出防備保安林	67.69
大淀川中流干害	干害防備保安林	0.70
広渡川水かん	水源かん養保安林	540.28
広渡川土流	土砂流出防備保安林	139.78
広渡川干害	干害防備保安林	1.44
広渡川保健	保健保安林	0.28
福島川水かん	水源かん養保安林	83.48
福島川土流	土砂流出防備保安林	15.06
福島川干害	干害防備保安林	1.94

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成30年度技能検定試験（後期）を次のとおり実施する。  
平成30年9月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 実施職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、建築大工（大工工事業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事業）、防水施工（アスファルト防水工事業、合成ゴム系シート防水工事業、塩化ビニル系シート防水工事業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事業）、樹脂接着材注入工事業（樹脂接着材注入工事業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事業）、ガラス施工（ガラス工事業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）及び塗装（鋼橋塗装作業）

(3) 3級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、家具製作（家具手加工業）、建築大工（大工工事業）、配管（建築配管作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）及び電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

2 実施等級等

特級、1級、2級及び3級（各等級の実施職種は、1のとおりとする。）

3 技能検定試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成30年12月3日（月曜日）から平成31年2月17日（日曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

実技試験の手数料は、次のとおりとする。

全職種 17,900円

35歳未満の者が2級又は3級実技試験を受検する場合の手

数料は、次のとおりとする。

全職種 8,900円

35歳以上の高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。

全職種 11,900円

35歳未満の高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。

全職種 2,900円

上記に定める年齢は、当該技能検定の実施年度の4月1日における年齢とする。

エ 問題の公表

実技試験問題は、平成30年11月26日(月曜日)以後に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験の実施期日は、次のとおりとする。

検 定 職 種	実施期日
鍛造(ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械検査(機械検査作業【1・2級】)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)及びガラス施工(ガラス工事作業)	平成31年1月27日 (日曜日)
特級全職種、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、機械・プラント製図(機械製図CAD作業)、さく井(ロータリー式さく井工事作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)及び家具製作(家具手加工作業)	平成31年2月3日 (日曜日)
機械加工(普通旋盤作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、塗装(鋼橋塗装作業)、機械検査(機械検査作業)	平成31年2月10日 (日曜日)

【3級】)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)及びコンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

ウ 本人確認書類の写し

次の(ア)から(カ)までに掲げるいずれかの書類の写しであること。

(ア) 運転免許証、個人番号カード(個人番号が記載されている箇所を黒塗りすること。)、日本パスポート(写真欄)、住民票その他日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

(イ) 特別永住者証明書

(ロ) 健康保険被保険者証

(ハ) 生徒手帳又は学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

(ニ) 在留カード

(ホ) 外国パスポート(写真欄と日本国査証欄)

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

(3) 受付期間

平成30年10月1日(月曜日)から平成30年10月12日(金曜日)まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、県立産業技術専門校及び宮崎県職業能力開発協会において交付する。

イ 本人確認書類の写しを申請書の裏面貼付欄に貼り付けること。

ウ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、申請書を郵送する場合は、受付期間内の消印のあるもの限り、受け付ける。

エ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写しを申請書に添えて提出すること。

5 手数料の納付方法等

(1) 実技試験の手数料の額(17,900円。ただし、減免の対象となる者が実技試験を受検する場合は3に掲げる額。)及び学科試験の手数料の額(3,100円)の領収証を申請書に添えて納付す

<p>ること。</p> <p>(2) 手数料は、現金又は銀行振込により納付すること。</p> <p>(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。</p> <p>(4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。</p> <p>6 合格の発表等</p> <p>(1) 実技試験又は学科試験の合格通知          実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。</p> <p>(2) 技能検定合格者の発表          技能検定合格者の受検番号は、平成31年3月15日（金曜日）に県庁本館前掲示板に公示する。</p> <p>(3) 技能検定合格証書等の交付          特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。          また、このほか、厚生労働大臣から特級の技能検定の合格者には特級技能士章を、1級の技能検定の合格者には1級技能士章を、2級の技能検定の合格者には2級技能士章を、3級の技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。</p> <p>7 その他          技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。          宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課          所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号（県庁8号館3階）          電 話 0985（26）7107          宮崎県職業能力開発協会          電 話 0985（58）1570</p> <hr/> <p>職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成30年度技能検定試験（随時実施2級）を次のとおり実施する。          平成30年9月3日          宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 実施職種          電子機器組立て（電子機器組立て作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）、塗装（噴霧塗装作業）、工業包装（工業包装作業）</p> <p>2 実施等級等          1に掲げる職種の実施等級は2級とし、技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。</p> <p>3 受検資格          随時実施2級の技能検定を受検できる者は、1に掲げる職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第61条第1項の基礎1級若しくは基礎2級の技能検定及び当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者とする。</p> <p>4 技能検定試験の実施期日、実施場所等</p>	<p>(1) 実技試験          ア 実施期日          実技試験は、平成30年9月3日（月曜日）から平成31年3月31日（日曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。          イ 実施場所          実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。          ウ 手数料          全職種 17,900円          エ 問題の公表          実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。</p> <p>(2) 学科試験          ア 実施期日          学科試験は、平成30年9月3日（月曜日）から平成31年3月31日（日曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。          イ 実施場所          学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。          ウ 手数料          全職種 3,100円</p> <p>5 受検申請の手続</p> <p>(1) 提出書類          技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）</p> <p>(2) 提出先          宮崎県職業能力開発協会</p> <p>(3) 受付期間          平成30年9月3日（月曜日）から平成31年3月31日（日曜日）まで</p> <p>(4) 受検申請に関する注意事項          ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で作成する。          なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を明記し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。          イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。</p> <p>6 手数料の納付方法</p> <p>(1) 実技試験の手数料の額（17,900円）及び学科試験の手数料の額（3,100円）の領収証を申請書に添えて納付すること。</p> <p>(2) 手数料は、現金又は銀行振込で納付すること。</p> <p>(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。</p> <p>(4) 申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。</p> <p>7 合格の発表等</p> <p>(1) 実技試験又は学科試験の可否通知          実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。</p> <p>(2) 技能検定合格証書の交付          随時実施2級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を</p>
---	--

交付する。  
8 その他

前期及び後期における2級技能検定と随時実施における2級技能検定は、同等のものであるが、随時実施2級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。

なお、随時実施2級の技能検定について、試験を行わない職種（免除資格者に対するものなど）もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号（県庁8号館3階）

電話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電話 0985 (58) 1570

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第1項の規定により、池ノ平地区県営土地改良事業（日南市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年9月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成30年9月3日から平成30年10月3日まで

3 縦覧場所

日南市役所農村整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をす

ることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第1項の規定により、第2内山地区5換地区県営土地改良事業（宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年9月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

決定に係る換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成30年9月3日から平成30年10月3日まで

3 縦覧場所

宮崎市役所

4 その他

この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成30年9月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-27)第5790号	(有)廣林建設	長嶺 廣海	宮崎県宮崎市大字小松997-2	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業	平成30年7月2日付けで廃業した旨の届け	平成30年7月2日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第7272号	(有)誉建設	黒木 誉	宮崎県児湯郡新富町大字伊倉17	一般	建築工事業	平成30年7月30日付けで廃業した旨の届け	平成30年7月30日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-25)第10932号	(有)ラウンド・システム	黒岩 鉄也	宮崎県宮崎市霧島5-6	一般	電気通信工事業	平成30年7月24日付けで廃業した旨の届け	平成30年7月24日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第11538号	佐田造園	佐田 義信	宮崎県串間市大字一氏1572-2	一般	土木工事業、造園工事業	平成30年7月27日付けで廃業した旨の届け	平成30年7月27日(全廃業)

						け	
宮崎県知事許可 (般-28)第 12933号	九州ロード伊 ノ脇	伊ノ脇 貢	宮崎県宮崎 市田野町甲 3741-30	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、舗装 工事業、しゅんせつ工 事業、水道施設工事業	平成30年7月 25日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年7月25日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-26)第 13293号	平山工建(株)	清水 多喜雄	宮崎県日南 市平山2199 -6	一般	土木工事業、建築工事 業、大工工事業、とび ・土工工事業、舗装工 事業	平成30年7月 20日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年7月20日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-26)第 13349号	秀建設	黒木 秀一	宮崎県児湯 郡都農町大 字川北 209 80-71	一般	建築工事業、大工工事 業、屋根工事業、タイ ル・れんが・ブロック 工事業、内装仕上工事 業	平成30年7月 9日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年7月9日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-28)第 13542号	薄田工業	薄田 謙一	宮崎県日向 市大字日知 屋字亀川 1 7317-1	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、舗装 工事業、しゅんせつ工 事業、水道施設工事業	平成30年7月 6日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年7月6日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第 13659号	Work電機 工業	小城 義輝	宮崎県宮崎 市清武町加 納2951-1	一般	電気工事業	平成30年7月 31日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年7月31日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第 13672号	山和工務店	山岡 和智	宮崎県宮崎 市清武町木 原 471-4	一般	建築工事業、大工工事 業	平成30年7月 13日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年7月13日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-28)第 100号	坂東塗工(株)	坂東 照造	宮崎県宮崎 市江平中町 5-9	一般	防水工事業	平成30年7月 2日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年7月2日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第 760号	(株)河北	河野 宏介	宮崎県児湯 郡都農町大 字川北4884	一般	管工事業	平成30年7月 26日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年7月26日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-28)第2444号	原工業(株)	原 裕一	宮崎県えび の市大字向 江 296-4	一般	管工事業	平成30年7月 18日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年7月18日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-27)第4116号	(有)加世田建設	加世田 逸郎	宮崎県都城 市高崎町前 田2503-2	一般	とび・土工工事業、石 工事業、鋼構造物工事 業、舗装工事業、しゅ んせつ工事業、水道施 設工事業	平成30年7月 3日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年7月3日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第8519号	(有)ニシキ建設	甲斐 錦司	宮崎県日向 市財光寺17 05-1	一般	大工工事業、屋根工事 業、タイル・れんが・ ブロック工事業、内装 仕上工事業	平成30年7月 30日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年7月30日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第 12372号	(有)九蔵商会	猪股 裕時	宮崎県延岡 市牧町1343 -1	一般	しゅんせつ工事業	平成30年7月 23日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年7月23日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-25)第 12536号	(株)山本設備	山本 淳	宮崎県宮崎 市大字田吉 1866-2	一般	土木工事業、水道施設 工事業	平成30年7月 31日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年7月31日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第 13088号	エコシティ(株)	杉本 和夫	宮崎県宮崎 市橋通西1 -2-3 エコシティ ビル	一般	建築工事業、大工工事 業、屋根工事業、タイ ル・れんが・ブロック 工事業、内装仕上工事 業	平成30年7月 23日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年7月23日 (一部廃業)

宮崎県知事許可 (般-30)第 13177号	(有)今西創建	今西 勇二	宮崎県都城市梅北町43 92-5	一般	管工事業	平成30年7月 13日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年7月13日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-27)第 13434号	(株)日成産業	藤本 博一	宮崎県日向市大字富高 74-1	一般	塗装工事業	平成30年7月 26日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年7月26日 (一部廃業)

## 公安委員会公告

### 宮崎県公安委員会公告第19号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成30年9月3日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

#### 1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定 員
追加取得講習	2号警備業務	平成30年11月28日（水） から11月30日（金）まで	20人

#### 2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

#### 3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

#### 4 受講申込書の提出方法等

##### (1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署又は受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。

##### (2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
2号警備業務 (追加取得講習)	平成30年10月9日（火）から10月19日（金） まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9 時から午後5時まで

#### (3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

#### (4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

#### 5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	2号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還されない。

#### 6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。